



Title	独在的な使用と経験的な使用：ウィトゲンジュタイン哲学によるウィトゲンジュaign哲学批判の試み
Author(s)	重田, 謙
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 2007, 41, p. 1-16
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/3839
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

でただ一つだけ現実に存在するとされた「私の魂」(独我論の私) (TB, 23. 5. 1915.) は、「語りえないが示しうる」ものとして「論考」においては巧妙に保持される (TLP, 5. 62)。その独我論の私は「哲学探究」の一時期、完全に水面下に潜伏するが、その後「確実性」において再浮上する⁴⁾。

30年近くも前になされたこの発言が深く私の興味をひいたのにはふたつの理由がある。ひとつには、坂井がここで表明している「哲学探究」(以下「探究」)に対する不満と不安を私自身が長い間共有していたからであり、もうひとつには、鬼界彰夫が近年の著作⁵⁾において、ここでの坂井の「確実性について」(以下「確実性」)の解釈に裏づけを与えることを目論んでいるかとみまがう見解を示しているからである⁶⁾。

これから本論が示そうとするのは次のことである。第一に、「確実性」が主題化する「私」は、坂井と鬼界の示唆に反して、ウイトゲンシュタインがそれに捉われ続けた独我論的な「私」ではなく、正確に「探究」の延長線上にある「私」(黒田のことばを借りれば「ひとつのことばとして扱われるようになった」「私」) にすぎない、ということである。その課題は第2節で果たされることになるが、その補助線として第1節で、「探究」の規則論と私的言語論からウイトゲンシュタイン自身が引き出していると思われる帰結とそれが規定する枠組を確認する。

第二は、「探究」において消去あるいは抑圧された独我論の私は、ウイ トゲンシュタイン自身の意図を超えて規則論を援用することによって、はじめて再浮上できる、あるいは再浮上せざるをえないことを示すことである。つまりウイトゲンシュタイン哲学(規則論)によるウイトゲンシュタイン哲学(「探究」以降に拓かれた地平)の批判を試みるのである。坂井のことばを借りれば、「「哲学探究」の中でも本当は語らざるをえない」独我論の「私」を語らざるをえないようにする方途をウイトゲンシュタイン哲学そのものの中に見出そうというわけなのだ。またタイトルからもわか

るとおり、本論の見解は永井均の〈独在性〉をめぐる議論と近接することになる⁷⁾。しかし、第二の課題を果たし、ウイットゲンシュタイン哲学の内部（規則論）に〈独在性〉論への経路を見出すことによって、本論と〈独在性〉論との本質的な相違が明確になるだろう。そしてそれによって〈独在性〉論を批判する根拠を確保できるはずである⁸⁾。

1 規則論からの標準的な帰結——任意の主体による記号の使用の存在

本節では、明示的ではないとしてもウイットゲンシュタイン自身が規則論から引き出していると思われる帰結をまず確認したい。そしてその帰結が私的言語批判とともに後期ウイットゲンシュタイン哲学の枠組をどのように規定するのかを明らかにし、その枠組において独我論の私が消去・抹消されざるをえなかつたことを示したいと思う。

規則論の目的は、私たちの語の無限の使用を規制しそれを根拠づける「意味という実体 Bedeutungskörper」の像（PU, § 115）を徹底的に破壊することにある。その目的は次の【事実・A】を論証することによって果たされる。

【事実・A】 語の使用を規制し根拠づける「意味という実体」と想定されるものが像・図式・代数的表現などの記号（文字記号・音声記号）であれ、またそれらが心の内に浮かぶ場合であれ、心の外に明示される場合であれ、私たちに自然に思い浮かぶそれらの適用とは異なった適用の仕方をつねに考えることができる。したがってそれらは、語の使用を規制し根拠づける「意味という実体」ではない。

表の左右を結ぶ矢印（PU, § 86）、立方体の図（PU, § 141）、「+ 2」という記号（PU, § 185）のいずれについても私たちにはごく自然なその適用が思いつく。だからこそそれらの記号を使用していくことができるのである。けれども、それらについて私たちにとって自然ではない適用を考える

こともまたつねに可能である。それらはどこまでも私たちに使用されるのを待つたんなる記号にとどまるほかないからである。したがって「意味という実体」は知覚可能なものとして時間・空間内のどこにも存在しない⁹⁾。しかし、そのことから「私たちにはおよそ言語の意味を理解することができない」とか「そもそも言語の意味は存在しない」といった懷疑論が帰結することはない¹⁰⁾。というのも、規則論が提示する議論を理解しそれに納得した後には私たちはもはやいかなる記号も使用できなくなってしまう、などという事態に立ち至ることはないからである。つまり規則論が徹底的に解体した「意味という実体」は、哲学的な思考において私たちの視界を曇らせる像にすぎないのであって、その消失はいかなる懷疑論的帰結ももたらしはしないのである。

規則論に基づく「意味という実体」批判から意味についての懷疑論が帰結することはない。けれども「意味という実体」がどこにも存在しないことを認める以上、意味が成立するためにはなんらかの記号が使用されその記号の意味が理解されることが不可欠になる。したがって規則論の帰結をまず次のように定式化できる。

意味が成立する → なんらかの記号が使用され、その記号の意味が理解される。

また逆の条件法も成立する。

なんらかの記号が使用され、その記号の意味が理解される → 意味は成立する。

記号が使用されその意味が理解されるということのほかに語の使用を規制

し根拠づける「意味という実体」は存在しない。だから、記号が使用されその意味が理解されるだけで意味の成立には十分なのである。

この二つの定式は「記号が使用される」「その意味が理解される」という受動態を用いてその主語を消去する仕方で表現されている。そこで消去されている主語は、なんらかの目的・意図を実現するために、記号を使用しその意味を理解する自由な主体である。その主語を顕在化させ、さらに二つの定式化をまとめると規則論の帰結は次の双条件法によって表現できる。

規則論の標準的帰結 (RS) : 意味が成立する \Leftrightarrow 任意の主体がなんらかの記号を使用しその記号の意味を理解する。

この帰結を、後期ウイットゲンシュタイン哲学の枠組を規定しているという意味において「規則論の標準的帰結 (RS)」と呼ぶことにする。しかしこの RS だけでは比類のない特異な私としての「独我論の私」を消去・抹消することはできない。というのも自分以外の誰にも伝達不可能で、自分が理解可能な私的な意味が成立する可能性は RS と両立するからである。そして私的な意味を理解する主体は比類のない特異な私（「独我論の私」）でありうるからである。したがって独我論の私を消去・抹消するためには「自分だけが原理的にその意味を理解可能な言語 = 私的言語」に対する批判も不可欠なのである。私的言語批判の帰結は次のように定式化できる。

私的言語論の帰結 (P1) : 私たちに理解可能な意味は、自分以外の他人もまたそれを理解することが可能な意味それだけにかぎられる¹¹⁾。

基本的に RS と P1 が後期ウイットゲンシュタイン哲学の枠組を規定してい

能だからである」¹⁴⁾。しかし言語（＝意味）の成立の条件を明らかにすることができるれば、「私」の成立の条件を解明することができる。鬼界の見解では先に述べたような意味において「私」は言語の根底の一部だからである。その「言語（＝意味）＝「私」」の成立の条件のことを、鬼界は「「私」と言語がそこで生まれる場としての「私」と言語の等根源」と呼ぶ。本論の論旨に引き寄せて言えば、「私」と言語の等根源を探る鬼界の試みとは、要するに、「言語（＝意味）＝「私」」が成立する条件について述べた RS をさらに精密に規定しようとすることなのである。

鬼界が「確実性」から読み取る言語（＝意味）の成立条件は、言語を使用する主体が二つの異なった種類の知識を習得していることである。ひとつめの知識は、彼の用語に従えば「前反省知」と区別される「反省知」である。「前反省知」とは、与えられた情況・条件において適切に記号を運用する能力であり、「探究」第2節の石板の言語ゲーム等において典型的に成立している能力を意味している。それは動物が訓練によって仕込まれる能力と根本的に異なるものではない。それに対して反省知とは「私は～を知っている」というようにことばによって自分の知識を表明する能力である。RS と関連づけて言えば、「反省知」とは自分の記号使用についてそのメタレヴェルにたつ能力、つまり自分の記号使用についてメタレヴェルからさらに記号を使用する能力だと言うことができる。例えば、建築家の発する音声記号を理解しそれに適切に反応できると同時に、その事態をメタレヴェルの観点からさらに「私は記号 X の意味を知っている」と表現する能力がそれにあたる。

もうひとつの知識は反省知とは区別された独特の用法で「私は～知っている」という言明を使用できることである。鬼界によれば「私は～知っている」の通常の用法としては主に次の二つがある。(1) 自分はあることがらについてすでに聞いたり読んだりしているからあらためて知らせる必要

がないことを相手に伝達する場合、(2) 自分の発言に懷疑的な相手に自分の発言の信頼性を示す場合、である。しかし例え、G. E. ムーアがあげる「私はここに手があることを知っている」という言明¹⁵⁾は、それらの通常の用法として解釈することはできない。この場合の「私は～知っている」という言明は「ここで私に間違いはありえない」という言明に置換できるものである。それは誤りの可能性を無条件に拒否することを表明する言明なのである。この意味での「私は～知っている」を鬼界は「超越確實性言明」と呼ぶ。そして「私は～知っている」を超越確實性言明として使用できることを言語(=意味)の成立条件に算入するのである。

鬼界のこの「確實性」解釈はそれ自体としてたいへん興味深いものではあるが、本論との関わりから述べたいことは次の論点につきている。「言語(=意味) = 「私」」が成立するために、任意の主体がここで提示された二つの知識——反省知としてまた超越確實性言明として「私は～知っている」を使用する能力——を習得している必要があるかどうかはここでは判断を保留する¹⁶⁾。ただその見解が妥当であるとしても、それは任意の主体が記号を使用しその意味を理解していると言えるために満足するべき条件であって、したがって、「言語ゲームの地平」を規定する条件であるRSをより精密化するもの¹⁷⁾ではあっても、その地平を超えてそれを批判したりするものではありえない、ということである。したがって「独我論批判によって一度は訣別した「私」へと立ち返る」¹⁸⁾といった鬼界の言い方はミスリーディングであるし、(鬼界の「確實性」解釈が妥当であるとすれば) 坂井が言うように「探究」において「水面下に潜伏していた私」が「確實性」で再浮上した、ということも決して実情ではないのである。

3 規則論からの可能な帰結——私による記号の使用の存在

本節ではウイットゲンシュタイン自身の意図を超えて規則論から可能な帰結を導出し、それによって、独我論的な私をほんとうに再浮上させ「言語ゲームの地平」を批判したいと思う。まずRSに代えて規則論から、次の「規則論からの可能な帰結（RI）」を導出することを試みる。

RI：意味が成立する \Leftrightarrow この私がなんらかの記号を使用しその記号の意味を理解する。

RIでは記号を使用しその意味を理解するのが、「任意の主体」（RS）から「この私」に置換されている。「この私」とは、まさに今この論文を執筆しつつあるこの私のことである。RIの双条件法に含まれる片方の条件法「この私がなんらかの記号を使用しその記号の意味を理解する → 意味が成立する」は、「意味という実体」が存在しない以上問題なく成立する。一方もうひとつの条件法「意味が成立する → この私がなんらかの記号を使用しその記号の意味を理解する」は自明ではない。対偶をとって考えると、たとえこの私がなんらかの記号を使用しその意味を理解していないとも、意味が成立することは十分可能であるように思えるのである。

共時的観点からすると、この今現在、この私以外の主体である無数の他者が、単独あるいは他の他者と共に、記号を使用しその意味を理解していることだろう。通時的観点からしても、この私が存在するようになるはるか以前に、言語はこの世界において成立し、やはり無数の主体が記号を使用しその意味を理解していただろうし、この私が存在しなくなった未来の世界についても同様である。私はそのことを堅く信じている。だからこの私がなんらかの記号を使用しその意味を理解していないとも、意味が

成立することは十分可能であるように思われる。

しかし、その信念——この私の認識とは独立に言語を使用する無数の他者が過去・現在・未来にわたって存在するという信念——を抱いているのはこの私である。ではもし私が記号を使用してこの信念を表明できず、その意味を理解することが不可能だとしたらどうだろうか。あるいはまさにその想定自体をふくめて私が記号を使用しその意味を理解するということが全く不可能であるとしたら。そのとき私はなにも考えることができない。したがって、私の思考・認識とは独立に実在する世界や他者といったものを考えることもできない。あるいは完全な無意味とか物自体などといったことを考えることさえできないのである。だから、私が記号を使用しその意味を理解することが完全に不可能であるときには意味は成立しないと結論せざるをえないようと思われる所以である。あまりにも素朴な、しかし強力なこの議論によってひとまずはRIを根拠づけることができる。

ここで「ひとまずは」と留保をつけざるをえないのは、私以外の他者がその観点から主体的にRIを主張できることを私がすでに理解しているからである。例えば他者Mが私に対して「意味が成立する → この私がなんらかの記号を使用しその記号の意味を理解している」と主張するとき、私はそれを理解する。しかし私はその主張に同意することはできない。なぜならMによるRIの主張を理解するのはM自身ではなくこの私だからである。つまり私が使用するときはRIは妥当であり、一方、他者が使用するとき、彼／彼女がその観点からRIを主張することを私は理解するがその主張には同意できないのである。その問題点を回避するためにRIに次のように条件を付加する。

RI'：この私が使用する場合にかぎりRIは妥当である。

しかしもちろん、他者は RI \wedge RI' を主体としての観点から使用できる。そしてやはり私は他者による RI \wedge RI' の主張を理解するがそれに同意することはできない。そこでさらに

RI''：この私が使用する場合にかぎり RI' は妥当である。

と付加しても同型の過程が反復されるにすぎない。

以上の RI をめぐる考察から何が帰結するのかを精確に見定めよう。第一に、私が RI によって表現しようとしたこと、特に意味 (=言語) の成立条件として表現しようとした「私の使用」は、表現不可能だということである。「私の使用」を RI におけるような仕方で表現したときたんなる記号となることを避けられない。だからこそ任意の主体がそれを使用することが可能となるのである。けれどももともと私が表現しようとした「私の使用」とは、任意の主体がそれを使用できるようなものではなかったのである。第二の帰結は——本論はこちらの帰結に強調点を置くのだが——「私の使用」は表現不可能であるにもかかわらずその存在を否定することはけっしてできないということである。私は、自分が RI を主張するとき前述の論拠からそれが妥当であることを信じる。一方で、他者が RI を主張するとき私は他者が主体としての観点からその主張をなすことを申し分なく理解するが、それに同意することはできない。それは他者による RI の主張をこの私が理解するほかないからである。例えば、他者 M が RI を主張するとき「M が RI を主張している」という記号を私が使用しその意味を理解するほかない。したがって私が表現しようとしていたことを表現するために RI に条件 RI' を付加することを余儀なくされるのである。つまり他者による RI の主張に私が同意できず、それゆえ RI を RI \wedge RI' \rightarrow RI \wedge RI' \wedge RI'' $\rightarrow \dots$ というように不斷の修正を繰り返していかざるをえ

ないということのうちに、「私の使用」が表現不可能であることと同時に、その存在を否定できないこともまた示されているのである。

$RI \rightarrow RI \wedge RI' \rightarrow RI \wedge RI' \wedge RI'' \rightarrow \dots$ という過程は、ひとつの観点からすれば、 RI の証明不可能性、あるいは意味(=言語)の成立条件である「私の使用」の表現不可能性を示している。しかし、逆の観点からすれば、 RI の否定の証明不可能性、あるいは「私の使用」の存在を否定することの不可能性を示しているのである。表現不可能であるがその存在を否定することもできない、この「私の使用」を(永井均の用語を借りて)「独在的な使用」と呼ぶことにする。一方で、なんらかの記号によって表現され、その記号によって誰にでもその意味を理解されることになった使用を「経験的な使用」と呼ぶことにし、それらを区別したい。

本論の締めくくりとして、「独我論が言わんとすることはまったく正しい、ただそのことは語られえず示される」(TLP, 5.62) とする「論考」と、独我論の私が消去・抹消される「探究」以降の「言語ゲームの地平」と、本論の立場との関係を整理しよう¹⁹⁾。

「論考」では私的言語の可能性が認められている(「私がそれだけを理解する言語」(TLP, 5.62))。したがって「私の使用」の意味は、他者には伝達不可能であるとしても私だけはその意味を理解できるのである。本論の図式を用いると「論考」は、私的言語の可能性を認めることによって RI の私的証明可能性を保証しているのだと言える。もちろん私的言語は任意の主体にとって可能であるが、私だけが「私の使用」の意味を理解できるのであって他者はその意味を理解することはできない。それによって「世界は私の世界である (TLP, 5.62)」という独我論の正しさが私だけに「示される」ことになるのである。つまり「論考」は、P1 はもちろん RS も否定する一方で私的証明による RI の証明可能性を認めているのである。

他方、「探究」以降の「言語ゲームの地平」は RS と P1 によって規定される。

この段階では私的言語の不可能性が証明されるので、RI の私的な証明可能性は否定される。したがって「論考」の独我論は反駁されることになる。一方、「言語ゲームの地平」が、本論と決定的に袂を分かつのは、前者においては私的言語の不可能性 (P1) によって、RI を証明することの不可能性だけではなく、RI の否定の証明 (RI が偽であることの証明) までが実現されたとみなされている点である。

しかし、本論がこの節で示した議論が妥当であるならば、P1 によって RI の否定を証明することはできない。RI が真であることを公的に証明することはたしかに不可能である。また RI を私的に証明する可能性も P1 によって否定されている。しかし RI が偽であることを証明することもまた不可能なのである。なぜなら私的言語の不可能性を認めたとしても、私は他者の RI の主張に同意できない以上、RI を妥当にする条件を $RI \wedge RI' \rightarrow RI \wedge RI' \wedge RI'' \rightarrow \dots$ とどこまでも記述していくことができるしそうせざるをえないからである。

「あらゆる記号はそれだけでは死んでいるように見える。何が記号に生命を与えるのか（中略）使用がその息吹なのか」(PU, § 432) とヴィトゲンシュタインは問うている。その問い合わせに対して本論はこう答えることができる。「経験的な使用」は記号に生命を与えることはできない。表現不可能であるけれどもその存在を否定することもできない「独在的な使用」だけが記号に生命を与えるのである、と。

註

ヴィトゲンシュタイン全集 (Ludwig Wittgenstein Werkausgabe, Suhrkamp, 1989, Band 1) からの引用・参照箇所は、本文中の括弧内に以下の略号、節番号あるいは日付にて記す。

PU: *Philosophische Untersuchungen*

TLP: *Tractatus logico-philosophicus*

TB: *Tagebücher 1914-1916*

- 1) 大森莊藏、黒田亘、坂井秀寿、廣松涉「ヴィトゲンシュタインの核心」(討議)、「現代思想」、青土社、1980年第5号、79-109頁、参照。
- 2) Vgl. L. Wittgenstein, *Über Gewißheit*, in Ludwig Wittgenstein Werkausgabe, Suhrkamp, 1989, Band 8.
- 3) 大森他、前掲論文(討議)、85-86頁。
- 4) 大森他、前掲論文(討議)、86頁、参照。
- 5) 鬼界彰夫「ヴィトゲンシュタインはこう考えた——哲学的思考の全軌跡 19-12-1951」、講談社現代新書、2003年、参照。
- 6) 例えば、鬼界は綿密な「確実性」解釈を経た後、次のように本文を締めくくっている。

「こうしてヴィトゲンシュタインはその長い思考の旅の果てに、言語の根底としての「私」、魂を持った「私」という存在を見出したのである。(中略)かつて L. W. という人間に愛されすぎたために深い淵の中へと失われた「私」という名の小さな魂は、こうして L. W. 自身によって淵から再び引き上げられたのである」(鬼界、前掲書、417頁)。

- 7) 永井は時間の考察を経て現在進行形でその議論を発展させている(「私・今・そして神」、講談社現代新書、2004年、等)が、本論と関連する〈独在性〉をめぐる議論のエッセンスは「(私)の存在の比類なさ」、勁草書房、1998年に最も明快にまとめられている。
- 8) 本論と永井の〈独在性〉論との本質的な相違は、規則論および使用の概念が〈独在性〉論に接続することに示されている。というのも永井自身はそれらを完全に独立に取り扱っているからである。しかしその相違に基づく〈独在性〉論批判がどのようにして可能なのかを本論で展開する余裕はなかった。別の論考で詳論する予定である。
- 9) したがって意味の実体説批判を完遂するためには、時間・空間を超えて存在する「形而上学的な意味の実体」(それはマクダウェルが John McDowell, "Wittgenstein on Following a Rule", *Synthese*, March 1984, vol.58, no.3においてジレンマの一方の角として位置づけたものにはかならない)の可能性をも批判する必要がある。それは十分可能であるが正確な論証はかなりの紙幅を要するので本論では省略する。
- 10) 規則論から懷疑論的な帰結を導出する議論は S. A. Kripke, *Wittgenstein on Rules and Private Language*, Harvard University Press, 1982 は言うまでもなく、Crispин Wright, *Rails to Infinity: Essays on Themes from Wittgenstein's Philosophical*

Investigations, Harvard University Press, 2001, pp.1-213, Hilary Putnam, *Realism and Reason: Philosophical Papers vol.3*, Cambridge University Press, 1983, pp.115-138など数多い。一方ウイットゲンシュタインは「探究」84, 85, 87節などで規則論に先行してすでに懷疑論批判を展開しているのである。

- 11) 容易に容認される傾向にあるが、「探究」の私的言語論だけに基づいて、この帰結をそのまま導出できるかというのは精確な論究を要する論点である。私見によれば、「探究」の私的言語論にしかるべき補足を施すことによってはじめて若干の留保を付加されたかたちでこの帰結を導出できる。この論点は本論に本質的な影響を及ぼすものではないので、詳論は別の機会に譲ることにしたい。
- 12) L. Wittgenstein, "Notes for Lectures on "Private Experience" and "Sense Data"" in *Philosophical Occasions*, J.C. Klagge and A. Nordmann (eds), Hackett Publishing Company, 1993, pp.228-229.
- 13) 鬼界、前掲書、第5部、337-417頁、参照。
- 14) 鬼界、前掲書、395頁、参照。
- 15) Cf., G. E. Moore, *Philosophical Papers*, George Allen and Unwin, 1959.
- 16) 鬼界の見解に対する私のスタンスを簡単に表明しておこう。鬼界の二つの条件はしかるべき修正をほどこせば、本論が次節（第3節）で提示する「規則論からの可能な帰結」と論理的に関係づけることは可能である。けれども鬼界はそもそも第3節の議論を容認しないだろう。なお鬼界のこの議論を詳細に論評したものとしては水本正晴「討論:「私は知っている」の神秘」、「科学基礎論研究」、第105号、2006年、49-56頁、それに対する応答は鬼界彰夫「私はなぜ規則に従うのか——制度、規範、「私」の概念的起源について」、「RATIO」、第02号、講談社、2006年、364-435頁、を参照のこと。
- 17) より正確には、RSの必要条件（それは連言によって構成される）を示している、と言えるだろう。
- 18) 鬼界、前掲書、394頁。
- 19) 「論考」ではもちろん「意味の実体説」は容認されているが、ここでは、「論考」においても規則論による「意味の実体説」批判が成立していると仮定し、その独我論を解釈する。なぜなら、それによって「論考」独我論の可能性を最大限に引き出すことができるからである。

（文学研究科助教）

SUMMARY

Sole-Existential Use and Empirical Use

— Philosophy of Wittgenstein Criticizes Philosophy of Wittgenstein —

Ken SHIGETA

According to one interpretation of Wittgenstein (W.) which I endorse, following two theses can be derived from his consideration of rule-following (CRF) and argument of private language in *Philosophical Investigations*.

RS: Meaning comes into existence if and only if a subject uses any sign and understands its meaning.

P1: If any meaning comes into existence, the meaning has to be understandable by everyone, not just by oneself.

These two theses determine the schema of W.'s late philosophy and I call this schema "the plane of language-game".

In this thesis I criticize and attempt to overcome this schema. For that purpose, first I show that from CRF the thesis RS does not follow but the next one does.

RI: Meaning comes into existence if and only if this I use any sign and understand its meaning.

Then I demonstrate that it is not possible to prove either affirmation or negation of RI. The impossibility of proving RI is due to the fact that my use of any sign which enables meaning to come into existence cannot be described by any sign. On the other hand, the impossibility of proving the negation of RI comes from the fact that the existence of my use cannot be denied. And this my use, I will call "sole-existential use".

To think that sole-existential use is describable by private language amounts to the solipsism of *Tractatus logico-philosophicus*. And to deny the existence of sole-existential use leads to the plane of language-game which can be found in the philosophy of W. in the period after *Philosophical Investigations*. And if my argument is sound, both of those views are false.

キーワード: 規則論, 言語ゲームの地平, 「私」, 独在的な使用, 経験的な使用